

中核的労働基準

1. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境改善や賃金交渉等の労使間協議を目的とした従業員の団体交渉権を尊重する。

2. 強制労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買等、いかなる形式でも労働力としてこれを用いない。また、従業員の就業の自由を保護し、従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を尊重する。

3. 児童労働の禁止

就業可能年齢に達しない児童に労働をさせない。また、18歳未満の従業員に時間外労働や深夜労働、また危険有害業務に就業させることを禁止する。

4. 雇用及び職業における差別の撤廃

採用、昇給、昇進、教育訓練の機会、雇用及び就業における処遇の全てに関し、差別を行わない。国籍、人種、性別、性的指向、学歴、宗教、組合加入の有無等による一切の差別を排する。

令和4年1月1日

不二工芸印刷株式会社

代表取締役社長 前田洋二